

## 1 健全化判断比率の算定対象

健全化判断比率と資金不足比率の対象を示すと次の図のとおりです。

実質公債費比率と将来負担比率については、公営事業会計や一部事務組合の公債費のうち、市の一般会計等が負担しなければならない額が比率の対象になります。

会計区分		健全化法における会計区分					
一般会計		一般会計等		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計	公営事業会計					
	土地取得事業費特別会計						
	国民健康保険費特別会計						
	介護保険費特別会計						
	介護保険サービス事業費特別会計						
	後期高齢者医療費特別会計						
	公設浄化槽事業費特別会計						
	農業集落排水事業費特別会計						
	中央卸売市場費特別会計						
	新産業等用地整備事業費特別会計						
	企業会計			水道事業会計	公営企業会計	法非適用事業	資金不足比率
下水道事業会計		公営企業会計	法適用事業				
病院事業会計		公営企業会計	法適用事業				
一部事務組合等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡地区広域消防組合・盛岡・紫波地区環境施設組合</li> <li>・盛岡地区衛生処理組合・岩手・玉山環境組合</li> <li>・盛岡北部行政事務組合・矢櫃山造林一部事務組合</li> <li>・岩手県競馬組合</li> <li>・岩手県後期高齢者医療広域連合</li> <li>・岩手県市町村総合事務組合</li> </ul>						
地方公社・第三セクター等		※該当なし					

## 2 実質赤字比率

市の福祉や教育など市の行政の大部分を行う一般会計等の赤字の程度を指標化したのが実質赤字比率です。

市の会計年度における歳入から歳出を差引いた額から、事業を翌年度に繰り越した額を控除した実質収支が赤字の場合に、歳入不足によってその年度に支払うべき債務を翌年度に繰延たりした額を加えたものを実質赤字とといいます。

実質赤字が、市税や地方交付税など使い道が定められていない歳入（標準財政規模）に占める割合が実質赤字比率です。

(単位:千円)

会 計	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度に繰り 越すべき財源 C	実質収支 A-B-C
一般会計	154,659,481	153,262,328	458,642	938,511
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計	90,139	74,418		15,721
土地取得事業費特別会計	11,143	11,143		0
計(一般会計等)	154,760,763	153,347,889	458,642	954,232

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} = \frac{954,232}{65,017,346} = -\% (\Delta 1.46\%)$$

※ 実質収支が黒字ですので、実質赤字比率を(Δ)で表示しています。

※ 市の標準財政規模は、市税や地方交付税に臨時財政対策債を加えた65,017,346千円です。

### 3 連結実質赤字比率

市の会計には、一般会計のほか、料金など特定の歳入により事業を行う特別会計が複数あります。

市全体の会計の赤字と黒字を合計したものが、市税や地方交付税など使い道が定められていない歳入(標準財政規模)に占める割合が連結実質赤字比率です。

#### <一般会計・特別会計>

(単位:千円)

会 計	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度に繰り 越すべき財源 C	実質収支 A-B-C
一般会計等	154,760,763	153,347,889	458,642	954,232
国民健康保険費特別会計	25,555,080	25,360,346		194,734
介護保険費特別会計	27,700,503	27,681,397		19,106
後期高齢者医療費特別会計	3,234,561	3,225,468		9,093
公設浄化槽事業費特別会計	10,010	9,861		149
農業集落排水事業費特別会計	502,745	499,710		3,035
中央卸売市場費特別会計	1,266,945	1,266,449		496
新産業等用地整備事業費特別会計	1,646,795	1,646,795		0
			計A	1,180,845

< 企業会計 >

※A-B<0の場合 (単位:千円)

会 計	流動資産 A	流動負債 B	解消可能資金 不足額 C	資金不足 ・剰余額 A-(B-C)
水道事業会計	12,869,335	2,320,653		10,548,682
下水道事業会計	5,636,234	1,242,471		4,393,763
病院事業会計	789,852	573,629		216,223
			計B	15,158,668

< 全会計の実質赤字 >

計A+計B	16,339,513
-------	------------

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質赤字}}{\text{標準財政規模}} = \frac{16,339,513}{65,017,346} = -\% (\Delta 25.13\%)$$

※全会計の実質赤字の額は、計A+計Bです。

※黒字の場合の比率は「-」と表示し、( )内にマイナスの比率を表示しています。

4 実質公債費比率

一般会計等が負担する市債の償還金のほかに、特別会計への繰出金や一部事務組合負担金として起債の償還に充てたものの合計額（実質公債費）が、市税や地方交付税など使い道が定められていない歳入（標準財政規模）に占める割合が実質公債費比率です。

(単位:千円)

	H30年度	R1年度	R2年度
公債費	12,436,301	12,353,150	12,364,113
公営企業の公債費への繰出金	3,460,342	3,399,267	3,358,285
一部事務組合の公債費負担金	499,489	562,936	541,072
債務負担行為のうち公債費に相当するもの	168,257	147,067	111,414
一時借入金の利子			
A 合計	16,564,389	16,462,420	16,374,884

	H30年度	H1年度	R2年度
B 特定財源等	1,757,223	1,723,798	1,677,234
C 地方交付税措置額	9,648,582	9,344,590	9,164,942

$$\text{各年度実質公債費比率} = \frac{\text{公債費及び公債費に準ずる経費 (A)} - \text{特定財源 (B)} - \text{地方交付税措置分 (C)}}{\text{標準財政規模} - \text{地方交付税措置分 C}}$$

$$\text{H30年度} = \frac{16,564,389 - 1,757,223 - 9,648,582}{63,911,655 - \quad - 9,648,582} = 9.51 \%$$

$$\text{R01年度} = \frac{16,462,420 - 1,723,798 - 9,344,590}{63,970,173 - \quad - 9,344,590} = 9.87 \%$$

$$\text{R02年度} = \frac{16,374,884 - 1,677,234 - 9,164,942}{65,017,346 - \quad - 9,164,942} = 9.91 \%$$

$$\text{実質公債費比率 3 か 年 平 均} = \frac{9.51 + 9.87 + 9.91}{3} = 9.7 \%$$

## 5 将来負担比率

市債の償還、特別会計や一部事務組合の地方債償還や債務負担に基づく支出など、一般会計等が将来支払う必要がある債務残高が市税や地方交付税など使い道が定められていない歳入（標準財政規模）に占める割合が将来負担比率です。

### 将来負担額

(単位:千円)

一般会計等の地方債の現在高	135,587,119
債務負担行為に基づく支出予定額	264,194
公営企業等の地方債残高に対する繰出見込額	24,168,980
一部事務組合等の地方債残高のうち市が負担する額	2,956,993
2年度末に全職員が退職した場合に一般会計等が負担する額	12,068,515
土地開発公社や債務保証をしている第三セクターの負債の負担見込額	0
連結実質赤字額	0
一部組合等連結実質赤字額のうち市の負担見込額	0
計 A	175,045,801

### 充当可能財源

(単位:千円)

基金の残高 B	18,060,439
特定財源 C	20,337,942
地方交付税で措置される見込額 D	103,393,542
地方交付税措置分 E	9,164,942

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{公債費及び公準ずる経費の将来負担見込 A} - \text{基金残高 B} - \text{特定財源 C} - \text{地方交付税措置見込額 D}}{\text{標準財政規模} - \text{地方交付税措置分 E}}$$

$$= \frac{175,045,801 - 18,060,439 - 20,337,942 - 103,393,542}{65,017,346 - 9,164,942} = 59.5 \%$$

## 6 資金不足比率

公営企業における経営状況について、公営企業の料金収入等に対する資金不足の規模で表したものが資金不足比率で、会計ごとに算定することになっています。

ただし、公営企業の赤字を計算する場合には、将来の料金収入等で解消することが予定されている資金不足については、計算上差引くこととしています。

### 資金不足額・剰余額及び資金不足の場合の資金不足比率

#### <企業会計>

(単位:千円)

会計	流動資産 A	流動負債 B	解消可能資金 不足額 C	資金不足(+) ・剰余額(-) (B-C)-A	事業規模	資金不足比 率 (%)
水道事業会計	12,869,335	2,320,653	0	△ 10,548,682	5,769,784	-
下水道事業会計	5,636,234	1,242,471	0	△ 4,393,763	5,351,404	-
病院事業会計	789,852	573,629	0	△ 216,223	3,368,724	-

※資金不足のない会計は、剰余額を参考として「△」で表示しています。

#### <特別会計>

(単位:千円)

会計	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度に繰り 越すべき財源 D	資金不足(+) ・剰余額(-) (B-D)-A	事業規模	資金不足比 率 (%)
公設浄化槽事業費特別会計	10,010	9,861	0	△ 149	6,657	-
農業集落排水事業費特別会計	502,745	499,710	0	△ 3,035	76,782	-
中央卸売市場費特別会計	1,266,945	1,266,449	0	△ 496	609,462	-
新産業等用地整備事業費特別会計	1,646,795	1,646,795	0	0	1,134,700	-

※資金不足のない会計は、剰余額を参考として「△」で表示しています。

#### <資金不足額>

##### 【法適用企業】

(流動負債+建設改良費以外に充てるための地方債現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額※

##### 【法非適用企業】

実質収支額-解消可能資金不足額※

※解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる事情のある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、法非適用企業にあつては、販売用土地の売却による収入の見込額を算入する等の土地の評価に係る算定上の特例あり。

**<事業規模>**

営業収益の額（営業収益に相当する額）から受託工事収益（受託工事収益に相当する額）を差し引いた額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、「事業経営のための財源規模（調達した資金規模）」を示す資本と負債の合計額。